

# 令和 8 年度宮崎県介護テクノロジー導入支援事業の募集について

## 1 目的

介護現場において、介護ロボットや ICT 機器等の介護テクノロジーの導入は、介護職員の身体的負担の軽減や介護業務の効率化を可能とするものであり、介護職員が継続して働くための環境整備に有効であるため、介護事業所・介護施設における介護テクノロジーの導入に係る経費について補助を行う。

## 2 補助事業の概要

### (1) 実施主体

宮崎県内にある以下の介護事業所・介護施設等（以下「介護事業所」という。）

- ・介護保険法に基づくサービスを提供する全てのサービス事業所  
※訪問介護事業所や居宅介護支援事業所を含む。
- ・老人福祉法に基づく養護老人ホーム、軽費老人ホーム

### (2) 補助対象事業等

以下の要件を満たす機器・システム等を導入する際の経費を支援する。

#### ○ 介護テクノロジーの導入支援

(ア)福祉用具情報システム (TAIS) に掲載された介護テクノロジー	公益財団法人テクノエイド協会が提供する福祉用具情報システム (以下、「TAIS」という。) において「介護テクノロジー」として選定された機器等
(イ)介護ソフトの定着支援	介護ソフトの定着を促進する費用として、介護ソフトの導入に伴い一体的に使用するためのタブレット端末の購入費用や Wi-Fi 環境整備に必要な経費等
(ウ)その他	(ア)によらず、以下①および②に該当する機器等を対象とする。 ① 申請ができていない等の理由で「TAIS」に掲載されていない機器で、上記(ア)の介護テクノロジーと機能等が同水準と県が判断した機器等 ② 介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると県が判断した機器等

#### ○ パッケージ型導入支援

介護テクノロジーのパッケージ型導入支援	(ア)の介護テクノロジー及び(ウ)①の機器等のうち、「介護業務支援」に該当するテクノロジー又は「介護業務支援」に分類されているテクノロジーと同水準の機器等と、そのテクノロジー等と連動することで効果が高まると判断できる(ア)の介護テクノロジー及び(ウ)①の機器等を導入する際の経費
---------------------	---

### (3) 補助率等

- **補助額** 補助率は全ての事業で5分の4
- **補助上限額** 以下に定めるとおり
  - ・ 介護テクノロジー（介護ソフト以外）

補助対象経費	上限額 (1台あたり)
(ア)TAISで「移乗支援」・「入浴支援」に掲載されているテクノロジーと「介護業務支援」に掲載されているインカム (ウ)④上記テクノロジーと同水準の機能と判断された機器等 (ウ)②で示す機器等のうちバックオフィスソフト以外	<b><u>100万円</u></b>
(ア)で示すテクノロジーのうち上記以外のもの (ウ)①で示す機器等のうち上記以外のもの	<b><u>30万円</u></b>

- ・ 介護ソフト関係

#### A. 職員数により合計金額が変動する契約の場合の上限額

補助対象経費	職員数	上限額
(ア) TAIS で「介護業務支援」に掲載されている介護ソフト (ウ)①上記介護ソフトと同水準と判断された機器等 (ウ)②バックオフィスソフト	1名以上～10名以下	<b><u>100万円</u></b>
	11名以上～20名以下	<b><u>150万円</u></b>
	21名以上～30名以下	<b><u>200万円</u></b>
	31名以上	<b><u>250万円</u></b>
(ア) TAIS で「介護業務支援」に掲載されている介護ソフト (ウ)①上記介護ソフトと同水準と判断された機器等 + (イ)定着支援に係る費用	1名以上～10名以下	<b><u>115万円</u></b>
	11名以上～20名以下	<b><u>165万円</u></b>
	21名以上～30名以下	<b><u>215万円</u></b>
	31名以上	<b><u>265万円</u></b>

#### B. A 以外の契約の場合の上限額：一律 250万円

※(ア)の介護ソフト・(ウ)①のうち(ア)の介護ソフトと同水準と判断された機器等の導入と合わせて(イ)の定着支援を活用する場合は265万円

- ※ 訪問介護事業所等の居宅サービス事業所又は居宅介護支援事業所（介護予防も含む。）であって、令和8年度中に「ケアプランデータ連携システム」により5事業所以上とデータ連携を実施する場合は、上限額に5万円を加算する。
- ※ 職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ICTの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えない。
- ※ 職員数については、申請時点における常勤換算方法により算出された人数（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）第2条第8号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。）とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員（訪問介護員、居宅介護支援専門員等）及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数（常勤・非常勤の別

は問わない) としても差し支えない。

※ 居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所が介護ソフトを申請する場合については、上記に加えて下記①を要件とする。また、施設サービス事業所、地域密着型サービスにおける地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所が介護ソフトを申請する場合については、上記に加えて下記②を要件とする。なお、施設サービスとは介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護医療院サービスをいう。

① 公益社団法人国民健康保険中央会（以下、「中央会」という。）が実施するベンダー試験結果及び厚生労働省が情報提供する「介護ソフト機能調査」の結果において、(1)「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じた CSV ファイルの出力・取込機能を有していること、(2)中央会が運営する「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のためのサポート体制が整っていることが確認できるものであること。

② 厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」において、「科学的介護情報システム（LIFE）について（[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094\\_00037.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html)）」に掲載されている「CSV 連携仕様書（LIFE）」に準じた CSV ファイルの出力機能を有していることが確認できるものであること。

・ ケアプランデータ連携標準仕様ベンダーテスト HP

（掲載先：<https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/>）

・ 厚生労働省 介護ソフト機能調査

（結果掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html>）

・ パッケージ型導入支援

1 事業所につき補助上限額 **1, 000万円**（※ 1 事業所につき 1 回の補助）

※ (イ)の支援を活用する場合は 15 万円上乗せした額を上限額とする。

#### (4) 補助要件等

① 以下サービスについては、実績報告までに利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（名称は問わない。）を設置すること。

（参考）利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会のポイント・事例集（<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001283606.pdf>）

短期入所生活介護	短期入所療養介護	特定施設入居者生活介護
小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護
複合型サービス （看護小規模多機能型居宅介護）	地域密着型介護老人福祉施設	介護老人福祉施設
介護老人保健施設	介護医療院	介護予防短期入所生活介護
介護予防短期入所療養介護	介護予防特定施設入居者生活介護	介護予防小規模多機能型居宅介護
介護予防認知症対応型共同生活介護		

② 以下サービスについては、実績報告までに「ケアプランデータ連携システム」（「介護保険資格確認等 WEB サービス」に統合された場合は当該サービス）の利用を開始しており、データ連携の実績があること。

※ 「居宅介護支援費に係るシステム評価検討会」において、ケアプランデータ連携システムと

同等の機能とセキュリティを有するシステムとして認められたものを含む。

訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護
訪問リハビリテーション	通所介護	通所リハビリテーション
福祉用具貸与	居宅療養管理指導	短期入所生活介護
短期入所療養介護	訪問型サービス（みなし）	夜間対応型訪問介護
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	認知症対応型通所介護	地域密着型通所介護
小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	特定施設入居者生活介護（短期利用）
地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）	認知症対応型共同生活介護（短期利用）	居宅介護支援
介護予防訪問入浴介護	介護予防訪問看護	介護予防訪問リハビリテーション
介護予防通所リハビリテーション	介護予防福祉用具貸与	介護予防短期入所生活介護
介護予防短期入所療養介護 （介護老人保健施設）	介護予防短期入所療養介護 （介護療養型医療施設等）	介護予防短期入所療養介護 （介護医療院）
介護予防居宅療養管理指導	介護予防認知症対応型通所介護	介護予防小規模多機能型居宅介護
介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）	介護予防支援
訪問型サービス（独自）	訪問型サービス（独自／定率）	訪問型サービス（独自／定額）
通所型サービス（みなし）	通所型サービス（独自）	通所型サービス（独自／定率）
通所型サービス（独自／定額）		

③ 本事業による介護テクノロジーの導入・活用により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること。

④ 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」又は「★★二つ星」のいずれかを宣言すること。加えて、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。なお、セキュリティ対策については、最新版の厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考にすること。

なお、「SECURITY ACTION」対象外の事業所については、同等の対策（一つ星または二つ星）を講じていることを宣言すること。

※ SECURITY ACTION について

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する、中小企業・小規模事業者等自らが情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度。

- ・本事業に申請する事業所向けの「SECURITY ACTION」特設ページ  
(掲載先：<https://www.ipa.go.jp/security/security-action/kaigo-tech.html>)

- ・「SECURITY ACTION」の概要説明、申込方法  
(<https://www.ipa.go.jp/security/security-action/>)

- ・「5分でできる！情報セキュリティ自社診断」  
(掲載先：<https://www.ipa.go.jp/security/guide/sme/5minutes.html>)

⑤ 厚生労働省が発行する以下の資料を参考に業務改善に取り組み、業務改善計画を作成すること。

- ・介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン  
(掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei-information.html>)
- ・介護サービス事業所における ICT 機器・ソフトウェア導入に関する手引き

(掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001276275.pdf>)

- ・介護ソフトを選定・導入する際のポイント集

(掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001124428.pdf>)

- ・介護ロボット等のパッケージ導入モデル

(掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001283573.pdf>)

- ・介護現場で活用されるテクノロジー便覧

(掲載先：[r05\\_105\\_02jigyohokokusho.pdf](#) (mhlw.go.jp))

- ⑥ 補助を受けた介護事業所等は、科学的介護情報システム（LIFE）による情報収集に協力すること。
- ⑦ 補助を受けた介護事業所等は、厚生労働省等が実施する効果検証事業等に可能な限り協力すること。（厚生労働省等から補助事業所に対して直接協力依頼の打診をする場合がある。）
- ⑧ 補助を受けた介護事業所等は、補助を受けた翌年度から3年間、当該事業所等において定めた業務改善計画に対する効果を県に対し報告すること。
- ⑨ 採択された事業者は、ひなた介護 DX 支援センターが実施する研修を受講（オンデマンド視聴を含む）すること。（受講方法については、採択された事業者へ別途通知予定）

### 3 対象外となる経費について

- ・交付決定前に発注、購入、リース又は工事請負契約を締結したもの
- ・この補助金の交付と対象経費を重複して、国及び本県の他の補助金の交付を受けているもの又は受ける予定のもの
- ・既に保有しているソフト及び機器等の廃棄にかかる経費
- ・インターネット回線使用料等の通信費
- ・消費税及び地方消費税
- ・その他、本事業として適当とは認められない費用

### 4 今後の事業スケジュール

(※交付申請以降の時期はあくまで予定です。前後する可能性がありますのであらかじめご了承ください。)

内容	主体	時期
募集（※要望調査）	県⇒事業者	7月6日（月）～8月7日（金）
交付申請（※後日県から案内）	事業者⇒県	8月中旬頃
交付決定通知	県⇒事業者	9月上旬～中旬
事業着手（※交付決定後）～実績報告（※事業完了後）	事業者⇒県	交付決定日～令和9年1月29日（金）
額の確定通知	県⇒事業者	令和9年2月下旬～3月上旬
請求書提出	事業者⇒県	令和9年3月上旬～
補助金支払い	県⇒事業者	令和9年3月末まで

### 5 本補助金にかかる公募期間及び提出方法

- ・公募期間：令和8年7月6日（月）から令和8年8月7日（金）

※ 公募期間終了後、提出された要望調査をもとに審査を行い、その後本申請の手続のご案内

をする予定です。

※ 応募期間を過ぎた申請は、理由を問わず一切受け付けません。余裕を持って手続きを行ってください。

※ 要望額が予算額を上回った場合は、過去の補助実績等を考慮して事業を採択することとなります。今回の要望調査の回答をもって、補助金の交付が確約されるものではありませんのであらかじめ御了承ください。

・ 提出方法：電子申請システム

【電子申請 URL】 <https://ttzk.graffer.jp/pref-miyazaki/smart-apply/apply-procedure/1971746693308698097>

・ 質問については、メールでのみ受け付けます。

質問票を下記メールアドレスへ送付してください。

※質問の回答には精査のため1週間程度の時間を要します。

あらかじめ御了承の上、期限まで十分な時間を持ってお問い合わせください。

**【問合せ先】**

宮崎県福祉保健部長寿介護課施設介護担当

メールアドレス：shisetsu@pref.miyazaki.lg.jp